

社団法人新潟県栄養士会 非常災害時支援基準に関する規定

制定 平成 17 年 3 月 9 日

1 目的

非常災害は、会員を含む多くの県民が被災する可能性があり、その大きな課題は、ライフラインや交通網の寸断などにより、日常生活が円滑に送れないことにある。

特に、食は生命の維持、健康の保持になくてはならないものであり、新潟県栄養士会としても専門性を活かし、被災者の生命の維持、健康の保持のためにその知識、経験を活用することは社会的使命と考える。

このため、食を通じて被災者の健康の保持、増進を支援するとともに、被災会員へのお見舞いを目的として、非常災害時支援基準に関する規定を作成する。

2 支援する災害の基準

本基準に基づき支援する災害は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、激甚災害（本激）及び局地激甚災害（局激）に指定された災害の場合。
- (2) 新潟県地域防災計画に基づく栄養指導班への協力要請があつた災害支援の場合。
- (3) 市町村及び関係機関・関係団体から要請があつた災害支援の場合。
- (4) 被災当該地の会員（新潟県栄養士会支部長）が被災地の状況から、緊急を要すると判断した災害支援の場合。
- (5) 日本栄養士会を通じて要請があつた災害支援の場合。

3 支援の種類

- (1) ボランティア活動従事会員及び義援金の募集等の周知

- ① 支部長を通じて、会員の中からボランティア活動を希望する者を募る。
 - ② 義援金受け入れ窓口を設け、会員へ周知する。

- (2) 支援活動

- ① 保健機能食品等の入手と搬送、炊き出し、給食支援、栄養相談等の食に関するこ。
 - ② 被災者に対して炊き出しや給食支援活動の材料費、栄養相談等の社会活動費に關すること。
 - ③ 新潟県と社団法人新潟県栄養士会とが協定を締結した「災害時の救護活動に関する協定書（平成9年2月14日締結）」に關すること。
 - ④ 会員が被災した場合の見舞金に關すること。

- (3) その他の支援活動

- ① 本会賛助会員である食品関連企業等に協力を申し入れ、食材料の提供について依頼するなどの支援体制を整える。
 - ② 日本栄養士会と連携して、支援体制を整える。

4 その他

本基準は、理事会の議を経なければ変更することができない。